

第30回

## マスコミ対応⑥ 誤報道への対応

市町村アカデミー客員教授 大塚康男



### ウソは禁物

①記者会見に際して最大の注意を要するのがウソをつかないことです。特に職員の不祥事の場合には、どうしても新聞記者からは強い形で糾弾され、詰問されます。そうすると、どうしても苦しくて、最後に言い訳としてウソをついてしまうことがあります。

意図的にウソをつくのは論外ですが、自治体においては、初めからウソをつくつもりでウソをつくことはまずありません。多くの場合「苦しまぎれ」「つじつま合わせ」「その場しのぎ」の結果でウソをついたことになってしまふのです。

これはマスコミとの関係を一番悪化させる要因となります。実際に起きた事件も少なくありません。オーストラリア産牛肉を国産と偽った「牛肉ラベル偽装事件」(平成14年1月)、検査結果を改ざんした「電力データ改ざん事件」(同年8月)、ディーゼル黒粉末の除去能力を改ざんした「DPFデータ改ざん事件」(平成16

年11月)、「耐震偽装事件」(平成17年11月)などがあり、牛肉偽装事件では、上場企業が消滅しています。また、公的団体の事例で言えば、平成7年12月に福井県敦賀市で発生した当時の動力炉・核燃料開発事業団の高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故があります。このとき記者会見に応じた者が、ある事実を隠すためにウソをつき、さらにまたウソを重ね、ウソで事実を固めた結果、それが矛盾し最後にはばれたという事件があります。事故だったものを大きな事件に変えたといわれ、当時の新聞等に大きく報道されたものです。

その中で広報担当者の間では、苦い経験から学んだ危機管理の鉄則として「真実を語る。ウソはつかない。ウソはやがてばれる。ウソがばれると徹底的に叩かれる」という「クライシス・コミュニケーション」(緊急時の広報)の鉄則が語られています。しかし、本当のことをすべていってしまうということではありません。現時点で言えないことは「大変に申し訳ありませんが、お答えできません」と言

あり、これらは誤報というよりも単純なミスといえますので、この場合にはマスコミとしても容易に訂正は可能となります。しかし、第2のものとして見出しやタイトル、論調あるいは表現方法となると一概に誤報とまでは言えないものもあり、この扱いは厄介なものといえます。特に新聞等の見出しの持つインパクトは無視できないものがあるからです。ある部分だけを誇張したり、刺激的な見出しがいたりする場合もあります。

筆者が経験した事例としては、市が県職員に補助事業を現地において説明し、終了後に交際費で食事をしたことが住民訴訟になり、交際費の支出の適否が問題となったことがありました。その際、新聞の見出しに「市の接待費訴訟」と大きく取り上げられました。「交際費訴訟」と「接待訴訟」では、市民が受ける印象は大きく異なります。

②マスコミ側からは「本文記事を読めば読者は理解できる」との反論があり得ますが、多くの読者は新聞記事のすみずみまで読んでいないものではなく、見出し等で内容を推測するものが多いわけです。従って、見出しの表現は重要であることを強調し、その主張を文書にまとめ、記事を書いた部署の部長宛に持参しないし郵送することも必要となります。見出しの訂正は現実には難しいものですが、そのような対応を図っておけば、以後同様な問題に対する報道対応は配慮されることにもなり得ます。

③その際に配慮すべきものとして、a 書面のタイトルは「抗議文書」ではなく、「平成〇年〇月〇日付け朝刊記事〇〇に関する申入書」とするほうが、必要以上の対立関係を避け、現実的な解決策を見つけやすくなります。

b 申入書を持参しないし郵送する場合には、事前に記事を書いた担当記者に連絡を入れておくことが必要です。

c 持参する相手は所管の部長とし、事前にアポをとっておくことです。申入書は、誤報記事が出たら速やかに行うようにし、できれば当日又は翌日までに行うようにします。

④誤報道が生じた場合には、上記の対応を図ることになりますが、基本的には、誤報道がなされないようにすることがベストです。そこで誤報道が起きる原因について確認し、防止策を考えておきましょう。

I 誤報道の起きる原因が自治体側にある場合  
a 会話のみで十分な資料の提供をしていないとき  
b 専門用語あるいは役所用語のみの資料しか渡していないとき  
c 数値、氏名、肩書き等を間違えて渡しているとき  
などが考えられます。

これらの防止策としては、会話のみでなく、必ず関連資料を渡し、平易な言葉を用い、固有名詞などに使用する漢字には振り仮名をふり、数字などは二重、三重にチェックし、

います。言わないことを非難されることがあっても致命傷にはなりません。ウソをつくとやり方をすると、ウソをついた本人ばかりではなく、組織をも巻き込み、最悪な事態に陥ることもあります。

②また、ウソをつくことは、記者に誤った報道をさせることにもなります。そして、分かっている事実を開示しないこともウソの一種になり得ます。マスコミの質問に立场上答えられない場合は「申し訳ありませんが、その点についてはお答えができませんのでお許しください」と率直に伝えた方が、その場しのぎで事実と異なることをいうよりもはるかにましとなります。

### 誤報道の対応

①誤報道が生じた場合の対応も考えておかなければなりません。事実と異なることを報道された場合を「誤報道」といいます。誤報の内容としては、第1は単純な誤報として、年号、数字、氏名、肩書き、生死に関する間違いが

メモで記者に渡します。急ぎの場合でも電話だけでなく、必ずファクスで送付します。

II 誤報道の起きる原因がマスコミ側にある場合  
a 自治体が発信した情報に対する捉え方、理解の仕方、認識の仕方などが間違っているための誤報道  
b 自治体の事情を熟知していないことによる勘違いからの誤報道  
があります。

そのための対策としては、記者会見等において、情報や資料を提出する際に十分時間を取って説明し、日常時の記者との接点の中で自治体の実情等を積極的に開示し、理解を求めておけば、誤報道が発生する蓋然性は少なくなるものと思われま

### 筆者プロフィール

#### 大塚康男 (おつかやすお)

1946年東京生まれ。1970年日本大学法学部卒業。1973年市川市職員、同総務部法規係長、企画部企画課長補佐、環境部指導調整室長、総務部法務室長、総務部次長、議会事務局長、教育次長。2007年から市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)客員教授(「行政訴訟の実務」「住民監査請求」「議会事務」「危機管理」「債権管理」)。その他、自治大学校、全国市町村国際文化研修所、自治体が行う職員研修の講師。危機管理関連の著書に『実務住民訴訟』『自治体職員が知っておきたい危機管理術』『Q&A議会人のための危機管理』『自治体職員が知っておきたい債権管理術』などがある。